

令和7年度(2025)春学期 慶応義塾大学法学部「行政組織法Ⅰ」期末試験
板垣勝彦(非常勤講師)

次の(設問)に全て答えなさい。解答の順番は問わないが、いずれの設問に答えたのか、冒頭に問題番号を明記すること。また、法律科目の試験である以上、根拠条文を明示すること。

(設問1)

国務大臣は、「主任の大臣」とそうではない大臣へと分けられるところ、それぞれの具体例を示した上で、「主任の大臣」であるか否かによって、国務大臣の権限はどのように異なるか、行政組織法的に説明しなさい。(50点)

○ 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)

第十二条 特命担当大臣は、その掌理する第四条第一項及び第二項に規定する事務の遂行のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 特命担当大臣は、その掌理する第四条第一項及び第二項に規定する事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。

3 特命担当大臣は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

4 特命担当大臣は、第二項の規定により勧告した事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

(設問2)

公務員の勤務関係が消滅する場合について、場合分けをして論じなさい。国家公務員・地方公務員のそれぞれについて触れること。(50点)

[解答例]

(設問1)

「主任の大臣」の典型例は、各省大臣である。各省大臣は、「主任の大臣」として、その機関の事務を統括し、職員の服務について統督するほか（行組 10 条）、法律・政令案の閣議請議権（同法 11 条）、省令の制定権（同法 12 条）、告示・訓令・通達の発出権（同法 14 条 1 項・2 項）、関係行政機関の長に対する資料提出、説明要求、意見陳述権（同法 15 条・15 条の 2）が認められる。

それ以外にも、内閣官房、内閣法制局、各種の本部、内閣府といった内閣補助部局における「主任の大臣」は、内閣総理大臣である（内閣法 3 条 1 項）。したがって、内閣総理大臣が、たとえば内閣官房においては、法律・政令案の閣議請議権、内閣官房令の制定権、告示・訓令・通達の発出権を有する（内閣法 25 条各項）し、内閣府においては、法律・政令案の閣議請議権、内閣府令の制定権、告示・訓令・通達の発出権、資料提出、説明要求、意見陳述権を有する（内閣府設置法 7 条各項）。

これに対して、「主任の大臣」ではない国務大臣の典型例としては、内閣官房における内閣官房長官が挙げられる。内閣官房長官は、内閣官房の事務を統括し、職員の服務を統督する役割が課せられている（内閣法 13 条 3 項）。内閣府に置かれる特命担当大臣も「主任の大臣」ではない国務大臣であり、関係行政機関の長に対する資料提出、説明要求、勧告、報告要求、内閣総理大臣に対する意見具申の権限を持つにとどまる（内閣府設置法 12 条各項）。復興庁における復興大臣や、デジタル庁におけるデジタル大臣なども「主任の大臣」ではなく、内閣府の外局である国家公安委員会の委員長も同様である。

[採点基準]

- (1) 「主任の大臣」の具体例、各省大臣と内閣総理大臣……10 点
- (2) 「主任の大臣」の権限……20 点、条文の摘示が不十分なときは減点。
- (3) 「主任の大臣」以外の大臣の具体例……10 点
- (4) 「主任の大臣」以外の大臣の権限……10 点

(設問2)

公務員の勤務関係は、離職によって消滅する。離職には、①失職、②当然退職、③依願退職、④免職の 4 種類がある。

① 失職

欠格事由に該当するに至った場合には、当該職員は失職する。

② 当然退職

定年（国公法 81 条の 2、地公法 28 条の 2）や任期満了を迎えた場合、公職選挙に立候補した場合（公職選挙法 90 条）には、当該職員は当然退職する。

自己の意思で勤務関係を消滅させる依願退職、自己の意思にかかわらず勤務関係が消滅する免職がある。

③ 依願退職

退職願を提出して自己の意思で勤務関係を消滅させるのが、依願退職である。実務上は、依願退職の場合も、任命権者による承認（免職という行政処分）が必要とされている。というのも、退職の申出だけで離職を認めると、公務に支障をきたす可能性があるからである。最判昭和 34 年 6 月 26 日民集 13 卷 6 号 846 頁は、退職願を提出した者は免職処分が有効に成立するまで基本的に退職願を自由に撤回できるとしながらも、「免職辞令の交付前においても、退職願を撤回することが信義に反すると認められるような特段の事情がある場合には、その撤回は許されない」とした。

④ 免職

自己の意思にかかわらず任命権者の行政処分によって職員が身分を失うのが、免職である。免職には、分限免職と懲戒免職がある。

分限処分は、職員が、勤務実績の不良、心身の故障等による職務遂行上の支障、廃職や過員の発生といった事由が生じた場合に、その意に反して一方的に行われる処分であって、制裁的意味合いはない。分限処分には、休職、降給、降任、免職の 4 つがあり、最も重いのが免職である（国公法 75 条～81 条、地公法 27 条・28 条）。

これに対して、懲戒処分は、職員が、法令違反、職務上の義務の違反・懈怠、全体の奉仕者としてふさわしくない非行などを行った場合に、その意に反して一方的に行われる処分であり、制裁的な意味合いを有する。懲戒処分には、戒告、減給、停職、免職の 4 つがあり、やはり最も重いのが免職である（国公法 82 条 1 項、地公法 29 条 1 項）。

【採点基準】 下記の要素を考慮し、論述内容の的確さに応じて、点数を付与する。

- (1) 4 つの分類……10 点
- (2) 失職……5 点
- (3) 当然退職……5 点
- (4) 依願退職……10 点
- (5) 免職……20 点

【講評】

試験を受験した 14 名の内訳は、S が 2 名、A が 1 名、B が 2 名、C が 6 名、D が 3 名であった。設問 1 については、「主任の大臣」の権限について、国家行政組織法と内閣府設置法の条文を正確に摘示していれば、ほぼ完答であった。設問 2 については、分類はほとんどできており、平均点は高かった。ただし、依願退職について言及があるものは少なかった。